

扶桑東小学校 いじめ防止基本方針 (行動計画)

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。扶桑町立扶桑東小学校 いじめ防止基本方針（行動計画）は、いじめ防止対策推進法に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものである。

いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす。また、いじめを受けた児童の心に深い傷を残す。従って、いじめは絶対許されない行為であり、すべての児童は、いじめを行ってはならない。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、積極的に未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見に努めることが大切である。また、いじめを把握した場合は速やかに、そして組織的に対応し、解決に努力し、被害拡大防止に向けて、教師が一丸となって対応する必要がある。

いじめを生まない・許さない学校づくり

教師の指導力の向上と組織的な対応

いじめから児童を守り、解決に向け行動

保護者・地域・関係機関との連携

未然防止

- 学級経営を充実させ、集団作りを積極的に行う。
- 授業における生徒指導の充実を図り、規律を大切にす。
- いじめを道徳や学級活動の題材として取り上げる。
- コミュニケーションの活性化のため、グループワークトレーニングを活用する。
- 児童会による人権集会で、いじめを自分たちの問題として考えさせる。
- 自己肯定感が高められるような学校行事を大切にす。

早期発見

- 日頃の交流や見守り、信頼関係の構築を大切にする。
- 多くの教師が児童に関わることで小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教師相互が児童の情報交換を活発に行う。
- 年に2回の記名式のハートウィーク（教育相談活動）、年に3回の無記名式はいじめアンケートを行い、いじめの芽や予兆に気づく。
- 相談窓口の周知を図る。

早期対応

- いじめの発見に至った場合、情報の整理を分担して行う。
- 対応の分担をし、組織的に対応するとともに、早期に保護者や関係機関に連絡する。

重大事態への対応

- いじめられた児童の安全を確保する。
- 関係機関、相談機関と相談、連携をする。
- 犯罪行為と考えられる場合は、警察と連携する。

いじめ・不登校対策委員会

- 全職員その他、必要に応じてスクールカウンセラー等も参加
- 定期的に年3回開催、その他必要に応じて開催
 - 年間計画、いじめ防止の取組の立案・実行・検証・修正
 - いじめの疑いに関する情報収集、記録、共有
 - いじめ・不登校に対する対応の確認、検証